

## 1 はじめに

令和元年 12 月末、中国において原因不明の肺炎患者が発生しているとの報道がなされて以降、新型コロナウイルスはわずか半年あまりの間に世界各地に感染が拡大した。我が国においても既に感染者は 3 万 4 千人を超え、1 千人を超える死亡例が報告されている（7 月 31 日現在）。

日本政府は、1 月末に新型コロナウイルス感染症を感染症法の指定感染症として定めたほか、3 月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）の一部を改正し、特措法の対象疾患として位置付けた。その後、4 月 7 日に 7 都府県を対象に緊急事態宣言がなされ、同月 16 日には全国に拡大された。

本市においては、2 月末に初めて感染者が確認されて以降、3 月下旬から 4 月中旬にかけて連日市内で感染者が確認され、複数のクラスターが発生するなど、厳しい状況が続いたが、医療関係者の献身的なご努力、外出自粛や休業要請等に対する市民や事業者の皆様のご理解、ご協力により、4 月 29 日以降は新たな感染者が確認されない日が続き、一定の収束をみた。

全国的にも感染者が減少傾向となり、5 月 14 日には宮城県を含む 39 県の緊急事態宣言が解除され、5 月 25 日にはすべての都道府県で緊急事態宣言が解除されるに至った。

現在は、感染防止策を徹底しながら、市民生活や社会経済活動の再開に取り組む段階であり、本市では 6 月初めに今年度実施する取り組みを中心とした「新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、プランに基づく取り組みを進めている。

今回の新型コロナウイルス感染症は、特措法が初めて適用された事案であり、本市においても、新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。）や各局区対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の策定後、それらを初めて適用したケースとなった。この間、行動計画やマニュアルに基づき、宮城県や医療機関等とも連携しながら、各般の取り組みを実施してきたが、適切に実施できたものがある一方、課題が生じたものもあった。

そこで、この間の取り組みを振り返り、評価するとともに、課題の洗い出しを行い、今後の対応に生かすべく、本検証を行うこととしたものである。

社会経済活動の再開とともに、首都圏を始め、多くの地域で感染者が発生している現在、季節性インフルエンザとの同時流行など、新たな感染拡大も想定される。本検証結果を今後の備えに生かし、プランに掲げる施策の具体化にも繋げるとともに、行動計画の見直しに反映させていくこととする。